

よくある質問について

1) 試験制度

Q-1.1 類、類、類は同時に受験できるか

A. 1分類しか受験出来ません。

Q-1.2 実務経歴書の証明印は支店長印でもよいか

A. 公印であれば、支店長印でも問題ありません。

Q-1.3 受験用のテキスト等や講習会はあるか

A. 参考書については受験案内の12頁をご覧ください。本試験のための講習会はありません。

2) 受験資格

Q-2.1 **受験要件C**の「技術管理業務の実務経験」を少し詳しく知りたい

A. 受験する資格分類の海上工事において、施工計画の作成、施工管理及び安全管理その他の技術上の管理業務の実務を全般にわたって行った経験をいいます。
品質管理や安全管理だけというような一部分の管理は該当しません。
監理技術者あるいは主任技術者の他、現場代理人あるいは担当技術者でも、技術管理業務を全般にわたって行っていた場合には、技術管理業務の実務経験として認めます。

Q-2.2 **受験要件C**で「担当技術者」として工事全般管理を行っていた事を証明するには何が必要か

A. 実務経歴書を所属組織(会社など)に証明してもらってください。なお、工事全体の技術上の管理全般を実施していたことを、経験論文や面接等で確認します。

Q-2.3 下請工事は経歴として申請できるか

A. 下請工事の経歴も認めます。

この場合、**受験要件C**については、下請けした部分の海上工事が別表2の資格分類の海上工事の対象工種のいずれかを含むものである必要があります。

Q-2.4 コリンズ登録番号は必要か

A. コリンズ登録している場合は、必ず記載してください。

Q-2.5 河川、湖沼での工事経歴は対象になるか

A. 5頁 8.2の(2)をご覧ください。

Q-2.6 地盤改良だけの工事の場合の実務経歴として認められるか。

A. 地盤改良だけの工事の場合は、 類の実務経歴となるもの、 類の実務経歴となるもの、 類と 類のいずれにも該当せず海上工事の実務経歴としてのみ認められるものがあります。
9頁の をご覧ください。

Q-2.7 鋼製護岸の前面に消波ブロックを据え付ける工事はどの資格分類になるのか。

A. 消波ブロック据付工事となりますので、 類(コンクリート構造物)になります。

Q-2.8 構造物設置のためのトレンチ浚渫を 類(浚渫)として申請できるか

A. 類(浚渫)の実務経歴としては申請できません。
構造物設置のためのトレンチ浚渫や床堀・掘削工事は、目的構造物の構造、種類に応じて 類又は 類として申請が可能です。

Q-2.9 海上における構造物撤去工事を 類(浚渫)として申請できるか

A. 海上における構造物撤去工事の実務経歴は 類(浚渫)としては申請できません。
ただし、航路・泊地のための構造物撤去工事の場合に限り、 類(浚渫)として申請できます。

Q-2.10 海上での橋脚基礎工事や橋脚工事はどの分類になるか

A. 作業船を使用した橋脚基礎工事(本體工)で鋼管矢板井筒や鋼管杭基礎等であれば 類(鋼構造物)、ケーソン基礎やコンクリート製橋脚であれば 類(コンクリート構造物)での受験が可能です。ただし、二重締切や仮設鋼矢板などの、仮設工事のみの施工経歴は、どの資格分類にも該当しません。

Q-2.11 水門等の海上工事はどの分類になるのか

A. Q-2.10と同じ考え方になります。

Q-2.12 沈埋函、鋼製ジャケット、浮棧橋の製作・運搬工事は海上工事の対象となるか

A. 海上工事の対象としません。

Q-2.13 橋梁上部工（鋼製、PC） 栈橋上部工（プレキャスト部材）の製作・運搬・架設工事は海上工事の対象となるか

A. 海上工事の対象としません。

Q-2.14 作業船を用いた埋立のみの工事や 類の構造物の上部工だけの工事は受験する資格分類に入らないのか

A. 埋立のみやケーソンの上部工のみの工事は、海上工事の実務経歴として認めますが、どの資格分類にも該当しません。（**受験要件C**の受験する資格分類の海上工事の実務経歴とはなりません。）

Q-2.15 ハイブリッドケーソンの据付工事はどの資格分類になるか

A. ハイブリッドケーソンの据付工事は 類となります。

Q-2.16 PC 矢板、PC 杭を使用した護岸工事はどの資格分類になるか。

A. 鋼矢板工、鋼杭工と同じ 類になります。

3) 実務経歴記載に関する事項

Q-3.1 海上工事に従事した期間の考え方は

A. コリンズ登録している場合は、コリンズ登録と同じ期間とします。工期を通じて当該工事に従事した場合は契約工期を記入してください。

Q-3.2 工事期間の途中で、転入や転出した場合の経歴の期間の考え方はどうするか

A. コリンズ登録の方法に準じ、実際に従事した期間を記入してください。

Q-3.3 同一期間で複数の工事を登録できるか

A. できません。

Q-3.4 実務経歴を入力する上で選択肢の中にある「担当技術者(部分的管理)」とはなにか。

A. 工事の担当技術者として、技術上の管理業務の部分的なもの（例えば、品質管理のみを行った場合）を担当した場合をいい、技術上の管理業務の実務を工事全般にわたって行っていない場合に選択してください。

Q-3.5 所属組織（会社など）が変わった場合の経歴はどうやって証明するか

A. 旧所属組織での経歴も含めて現所属組織で証明をしてもらってください。

4) 受験の受付方法

Q-4.1 個人でメールアドレスをもっていない人はどうするか

- A. 受験者1人につき1つのメールアドレスが必要ですので、各自メールアドレスを作ってから申し込んでください。その後の手続きはメールアドレスを通じて行います。

Q-4.2 メールが届かないがなぜか

- A. よくあるケースとして下記の2つがあります。

登録のメールアドレスが違っている場合。

ホームページ画面に連絡先変更のボタンがありますので、そこから、既に登録したメールアドレスでログインし、改めてメールアドレスを登録し直してください。

迷惑メールとして処理されている場合

届いたメールが迷惑メール用のフォルダ(箱)に入ってしまったかご確認ください。(事務局からのメールは自動送信なので、パソコンのシステムにより迷惑メールと認識することがあります。)

Q-4.3 複数の資格を取得する場合、メールアドレスはどうすればよいか

- A. 既に登録済みのメールアドレスを使用してください。

Q-4.4 登録した会社名、自宅住所等を修正したい。また、送付先を変更したいがどうしたらよいか

- A. ホームページ画面に「連絡先変更」のボタンがありますので、そこから、ログインし、登録内容を変更してください。

Q-4.5 実務経歴の内容を修正したいがどうしたらよいか

- A. 1次試験の申し込みを支払いまで完了するとメールが届きます。そのメールの下の方に「申請内容変更 URL」というホームページのアドレスが記載されていますので、そこから経歴の修正画面を呼び出すことができます。

Q-4.6 受験番号が通知される方法は

- A. 1次試験受験料の支払いを事務局で確認し、受験番号が記載されたメールを送付します。

Q-4.7 実務経歴の入力をしているがうまくいかない。どうしたらよいか。

- A. 入力に誤りが考えられます。(必須項目が未記入、半角が全角になっている、入力文字数の制限オーバーの場合など)

確認ボタンを押した後に、誤りがある部分に赤字で注意のメッセージがでますので、赤字のメッセージがなくなるまで再入力してください。全て正しく入力されると次へ進むことのできるボタンが一番下に現れます。

なお、工事概要の入力でスペースを含めて70文字を超えていることにより次に進めなくなるケースがあります。

5) 登録更新について

Q-5.1 資格登録後の継続学習とはどんなものか

- A. 海上工事の施工実績、施工報告書の提出、講習会への参加などの海上工事に関する技術の研鑽を継続学習と位置づけています。海上工事施工管理技術者は、SCOPEのホームページ上の「資格登録者のページ」にログインできるようになります。詳しい内容についてはホームページの「資格登録者のページ」をご覧ください。

Q-5.2 継続学習のポイントはどうやって取得するか

- A. 海上工事の施工実績の登録、施工報告書の提出、講習会への参加等でポイントを取得できます。

Q-5.3 資格登録後、海上工事の施工実績がないと更新できないか

- A. 継続学習では、海上工事の施工実績を重視していますが、施工実績がない場合でも講習会への参加や施工技術の報告などにより更新は可能です。

Q-5.4 登録更新の時期と要件を教えてください

- A. 平成22年度試験での資格取得者の有効期限は平成28年3月31日です。更新には所定の継続学習ポイント取得が必要となります。